

死体処理手当の支給区分について

(昭和49年7月31日甲通達警ほか第36号)

死体処理手当の支給に際し、死体の状態を「損傷が著しいもの」と判定する基準等を次のとおり定め実施することとしたので通達する。

記

1 判定基準

死体の損傷が著しいものとは、次の何れかに該当するものに限る。

- (1) 腐敗臭の著しいもの
- (2) 多数の「うじ」の発生しているもの
- (3) 頭髪、表皮が容易に脱落、剥離するもの
- (4) 頭蓋及び胸腹部が破裂し、臓器が露出飛散したもの

2 判定者及び支給手続

死体の状態が前記1に該当するか否かの判定は「死体(変死体)発見報告」又は「交通事故死体見分(検視)調査表」に基づいて、前者については、県本部捜査第一課長、後者については、県本部交通指導課長がそれぞれ行い、基準に合致すると判定したものについては、県本部警務課長に通報するものとする。

県本部警務課長は、通報に基づいて、当該死体の検視見分等に従事した職員の所属長あてに、死体処理手当の支給手続を行うよう通知するものとする。